事　務　連　絡
令和６年６月２７日

郡市医師会
　事務局　御中

埼玉県医師会 業務課

「第４期特定健診・特定保健指導に関するＱ＆Ａ」の送付について（その３）

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
さて、標記の件について、埼玉県保健医療部国保医療課長から別添のとおり、通知がありました。貴会におかれましてもご了知ください。

埼玉県医師会　業務課業務Ｉ担当　黒木
TEL：048-824-2611
mail:kuroki@office.saitama.med.or.jp

事　務　連　絡
令和６年６月２１日

埼玉県医師会
埼玉県歯科医師会　御中

埼玉県保健医療部国保医療課長　大熊　誉隆
（公印省略）

「第４期特定健診・特定保健指導に関するＱ＆Ａ」の送付について（その３）

国民健康保険の運営については、日頃御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

標記について、令和６年６月１９日付で、厚生労働省保険局医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室から別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

担　当：国保企画担当　木下
ＴＥＬ：０４８－８３０－３３５９
E-Mail：a3350-11@pref.saitama.lg.jp

事　務　連　絡
令和６年６月 19 日

別記　関係団体　御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課
医 療 費 適 正 化 対 策 推 進 室

「第４期特定健康診査・特定保健指導に関するＱ＆Ａ」の追加について（その３）

特定健康診査及び特定保健指導の推進につきましては、平素から格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、令和６年４月１日から開始した、「第４期特定健康診査・特定保健指導に関するＱ＆Ａ」を追加しましたので、貴管下関係団体又は市町村への周知をお願いします。

【更新箇所】
・特定健康診査の問４を追加
・特定保健指導の問 32 を追加

（※）「第４期特定健康診査・特定保健指導に関するＱ＆Ａ」（厚生労働省ホームページ）
URL　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/newpage_35503.html

（※）本Ｑ＆Ａを含む、第４期特定健康診査・特定保健指導に関する照会事項は下記コールセンターで対応しております。
（コールセンター窓口）
電話：0120-297-425（フリーダイヤル）
※対応時間　平日 10:00～17:00
メール：4th-tokutei-kenshin@surece.co.jp

【担当】
厚生労働省保険局医療介護連携政策課
医療費適正化対策推進室　川中、木下、松村
TEL:03-5253-1111（内線 3180）
tekiseika01@mhlw.go.jp

特定健康診査・特定保健指導に関するＱ＆Ａ（追加分）

【問診票について】

問４　標準的な健診･保健指導プログラム第２編に示されている別紙３標準的な質問票の質問項目 18「お酒（日本酒、焼酎、ビール、洋酒など）を飲む頻度はどのくらいですか。」に対し、「⑦やめた」または「⑧飲まない（飲めない）」と回答した場合、質問項目 19「飲酒日の１日当たりの飲酒量」は、どのように回答すればよいか。

（答）　質問項目 18 について「⑦やめた」「⑧飲まない（飲めない)」と回答した場合、質問項目 19 については回答不要。

【外部委託について】

問 32　特定保健指導については、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第十六条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者(平成25年厚生労働省告示第 92 号)第２の５（13）の規定により、委託を受けた業務の全部又は主たる部分を再委託してはならないこととされている。

対象者に実施される一連の保健指導の業務の一部である、初回面接の実施、支援計画の作成又は実績評価の実施において、保険者から直接委託を受けた保健指導機関が、当該保健指導機関と雇用関係にない専門職個人にこれらを実施させることについて、当該保健指導機関の統括者が、各対象者の指導期間を通して実施状況の把握等を行い、当該特定保健指導の適正な実施が確保されるよう統括していると判断できる場合、「業務の全部又は主たる部分を再委託」することに該当しないと解して差し支えないか。

（答）　差し支えない。

（別記）

団体名
保険者及びその中央団体
国民健康保険中央会
全国国民健康保険組合協会
健康保険組合連合会
全国健康保険協会
共済組合連盟
日本私立学校振興・共済事業団
地方公務員共済組合協議会
都道府県
都道府県国民健康保険主管課
健診・保健指導実施機関等
日本医師会
日本歯科医師会
全国労働衛生団体連合会
全日本病院協会
日本人間ドック・予防医療学会
予防医学事業中央会
結核予防会
日本病院会
日本総合健診医学会
日本看護協会
日本栄養士会
日本保健指導協会
その他関係団体
社会保険診療報酬支払基金
保健医療福祉情報システム工業会